

『労働社会の変容と再生－フランス労働法制の歴史と理論』

水町勇一郎著

農業・農村領域上席主任研究官 吉川 美由紀



『労働社会の変容と再生－フランス労働法制の歴史と理論』

著者／水町勇一郎
出版年／2001年11月
発行所／有斐閣

バブル経済崩壊後の雇用危機を契機として、我が国では、今後の労働法制のあり方を展望する議論が活発に行われています。特に、2008年のリーマンショック以降は、非正規雇用問題がクローズアップされ、正規雇用を含めた雇用関係ルール全般のあり方を問い直そうとする議論も急速に高まりました。しかし、それらの議論は、急浮上してきた問題に対して対処療法的に解決を図ろうとするものが多く、現在の労働法の背景にある歴史や理論を踏まえた上で、その全体像を展望しようとする姿勢に欠けるものが少なくありません。

本書は、フランスの社会や労働法のあり方を歴史的・理論的に考察することを通じて、日本の現在の問題をより広く深い視点から捉え、日本の社会や労働法が今後進むべき道を探求することを試みたものです。

第1章では、フランスの社会と労働法の歴史を「社会」と「法」の相互作用に焦点をあてながら概観し、労働法という「制度」が、その時々の社会的・思想的状況に規定され、形成・変容してきたことを明らかにしています。

第2章では、1973年の石油危機を契機とする「フランス労働法制の危機・変容」の時代に、そのあり方をめぐって展開された諸理論について、「自由」、「社会」、「手続」という三つの基本概念を用いて分析を行い、フランス労働法制の変化の根底にある思想的・理論的な原動力を描き出しています。

最後に、こうした分析から得られた視点・示唆に照らして、日本の社会や労働法の今後のあり方について考察を行い、進むべき道を明らかにしています。著者は、多様化・複雑化する社会状況のなかでは、①国家は、具体的で詳細な実体的規則を定めることを避け、基本的な価値や原則のみを設定するにとどめ、②この基本原則等の具体的な運用・適用については、利益当事者による集团的協議・調整に委ね、当事者による協議・交渉が透明で公正なものであるか否かを裁判所等の公的機関が事後的に審査するという方向で、法の「手続化」が進められるべきであるとしています。

このように、日本の今後の社会・労働法制を考え

る上で、著者が注目しているのが、フランス労働法制の変化の基盤にあるとされる、法の「手続化」理論です。法の「手続化」理論は、実体的・抽象的な規範

をアприオリに設定することを避け、当事者による多元的・複眼的で柔軟な議論・調整を尊重し、そこにおける論証的相互作用のなかに新たな理性を見出そうとするもので、「画一化された規範」とその「一律かつ自動的適用」を柱とする旧来の規制モデルが抱える問題点を克服し、複雑性・不確実性の時代に対応しうる新たな規制モデルとして提唱されたものです。

そもそも日本では、従来から企業内で、労働組合の有無に関わりなく、労使協議による問題解決が図られてきており、企業内での話し合い・説得のプロセスを重視する土壌がすでにあります。また、判例もこうした実態を踏まえ、整理解雇や就業規則の労働条件変更などの主要な問題において、手続的要素を重視する法理を形成・発展させており、今後、日本がとるべき法改革の方向性として「手続化」を進めていくことは極めて有効であろうと思われます。

しかし、著者も指摘しているように、個人の尊重を中核とする「近代化」が必ずしも徹底されていない日本における法の「手続化」は、ポストモダン（脱近代）ではなく、プレモダン（前近代）へと回帰する可能性を孕んでおり、前近代的な共同体社会に内在する危険や弊害（外部者・少数者の排除、集団による個の抑圧、組織の閉鎖性等）をいかに回避して、真の「手続化」を進めていくのが課題であるといえます。

なお、著者には、本書以外に『集団の再生－アメリカ労働法制の歴史と理論』（2005年 有斐閣）があり、そこでは、もう一つの新たな規制モデルである「構造的アプローチ」に着目しています。本書と併せて読めば、労働法の（さらには法一般にも共通する）改革の方向性を考える上で、重要な視点を得るものと考えます。